松風棟梁集

15
1404

イ 5
140 14

擁書倉高田先生著

松屋棟梁集

東京書肆　萬青堂求板

明治廿四年二月大日寄贈 高田早苗氏

萬青堂

高田

假名文のおこりハ古く[illegible]けれと殊に
[illegible]下の世にハ紀の貫之ぬし古今和
歌集の序に詞を添へ[illegible]
[illegible]なりゆきしそれより後[illegible]あまた
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

松屋棟梁集巻第一

目録

○隅田河埋木文塁記
隅田河の名義
太井河
あらぐ川といふは衍
葛西郡下總よ隷し或は武蔵よ隷せ
行嚢抄のさぐ
隅田川の橋
長柄橋の文塁
文塁

隅田河石濱橋の古圖
浮橋
富士川浮橋の古圖
○答二赤松知則一書
関東関西
武蔵坊辨慶
三関
坂東并関八州
山東
吾嬬
両京左京右京東京西京洛陽長安
四畿内五畿内
二監
七道
○東都稱呼辨
あづまの都
太宰府を西都といへる例
鎌倉を東都といへる例
むなの都
○寢小谷三思書
富士山の名義
鳴澤

人穴
冨士の煙
頼朝將軍冨士野狩の古圖
淺間神社
吹を布と一言にいひし例
息を志といへる例
風は洞穴よりも生
秀といふ語釋
國のまほらま
伊吹山
冨士郡
冨知神社
知と志と音のかよふ例
○三社託宣論
甲陽軍鑑の沙汰
三社託宣書法の圖
倭論語の沙汰
○寄猿渡盛章書
六所分配宮
一宮二宮三宮四宮五宮
總社
名神明神

分配河原
御殿地
小山田の関
小山田氏が城蹟
石率都婆
小山田領并某領といふよし
関戸川の古歌
多馬河
青渭神社
小六神社
蒲田神社

松屋棟梁集巻第一

東都　高田與清著

自注並圖ハもと考證とて。毎篇の後ニ添ふりしを。今はめゆゑなくしめんがゝめに。文中にまじへ注す。

隅田河埋木文臺記

むさしの國に下總のくにとの中にある河をもてこゝ河といふ。古今和歌集羇旅部。伊勢。伊勢物語。第九則。今はむかしの。今背物語舊本廿三の巻。第卅五語。なるべきの物語に見ゆ。八雲御抄。五の巻。河部河原部。夫木抄。雜六。河部。松葉名所集。十五の巻。歌林名所考五の巻。袖珍歌枕。七の巻。秋の寐覚川部。なるどに下總と注せしハ。葛飾郡に葛飾郡の事。万葉集三の巻。九の巻。十四の巻。奥義抄中の下巻。袖中抄十六の巻。延喜民部式上。和名抄國郡部。拾芥抄國郡部。節用集活板本國郡部。新撰類聚往来国名部。などに見ゆ。まこと万葉仙覚抄五の巻。十五の巻にハ。太井河を境て。西を葛西郡。東を葛東郡といふよし

いへ。すゝぐれ里ありて。吾妻鏡一の巻に隅田宿見ゆ。また廿五の巻に角田太郎といふがあるハ。此所にもありしかや。さまど駿河出羽紀伊などにも知れし名所きこえ。相模国愛甲郡にも角田村ありて。その外いづこにもさる地名あるべけれバ。さゞうにあの住人ともいひがたし。そこにおもしろ河の名なれば。あるべし。」更級日記に。あひぶぶがたゝ。あもじ一字あやまりしるかや。丈木抄に。雑八渡部。すだの河原とも。あぶぶの渡とともよめり。四神地名録葛飾郡部上。隅田村の条に。土人すぶ村と称す。名に相ふ。すゝぐ川ハ此村より北にて足立郡と葛飾郡との境也。隅田村とハよれど隔りてあり。今は埋りて少しき流あるのも。何れの村人も古隅田といへど。當国の名所古歌にある隅田川の實跡なるべし。江戸砂子にて。荒川を隅田川と記せり。隅田村にそひて流るゝ川なれバ。此邊に於てすゝぶ川と名づけしは無理なりしきゆれども。里人の云を以て見れバ。古隅田實跡にきこゆべしといへり。げに今も里人は須田村とよぶ。古隅田川乃説はいうがあらん。義経記にて。三の巻。頼朝謀反の条。すんぶとも書たり。義経記評判にハ改てすみぶと書たれど。寛文板。元禄板ともにすんざとあり。かゝればすみぶとも。ひんぶとも。あぶぶともいふ。或はかゝのそし。或ハちぶけるたとばかくこれ相ふじらず

ぢへになんありける。」吾妻鏡に。廿一の巻。むざしのくにの人葛西の六郎。平家物語に長門本十一の巻。われじ國人のさいの三郎。なぞいふべけれども。たはその住所の名を族稱りせしなれば。葛西のこほりを武蔵に管るわしあてのしかべし。」建保名所百首。歌枕名寄。廿一の巻。武蔵部。新撰歌枕名寄。三の巻。武蔵部。机右抄。十三の巻。歌枕玉叢抄抜書。東海道部。角田川謡詞。表百番嵯峨本。並諸本。なぞかゝ。あこゝぐ川を武蔵の名所とせれば。建保の頃のかゝ後。こほりも川もむざしのくにゝは隷せる」。源平盛衰記。廿三の巻。平家物語長門本十一の巻。に。隅田川はむざしと下總乃境をいへるなり。古今集や伊勢物語によれる。たとばのてのざわ

なもばらくべ。』勅撰名所和歌抄出。活板本上巻河部。名所方角抄。武蔵国分の条。此書宗祇の撰くわんけらをべ後人がつくり出て宗祇の名よ依託せしあるべし。増補方角抄とのつるも三巻あり。木母寺所蔵画巻三軸あり奥書よ延宝七年三月。古縁起よりて記せしよし見ゆ。西遊行嚢抄六の上巻。美濃国野上の条よ。此縁起と引ふり。行嚢抄七部百十一冊。西遊行嚢抄海上行嚢抄紫遊行嚢抄。越遊行嚢抄。神風行嚢抄。南遊行嚢抄。東遊行嚢抄。と名を別て。自脱せしやうやふ。元禄ひのえ子のとし八月下旬。飛国の浪士江間氏氏親と有。飛国は飛騨国をつゞめいふ。

にこゝさまざまいとゝなき北國紀行。あづまぢの裏。河越記などよりつゞ。本朝通記後編廿四の巻。永禄六年四月の条よ。北條氏康。與里見義弘太田三楽戦于武州国府臺と書ゝそへぶ。うきおもしろきなり。」

後よ今うおとく武蔵の郡よ定らもしは。貞享元禄の頃なりしこそ。江戸總鹿子大全五の下巻。川部。橋部よ。元禄年中の事といへる。瀬田問答。林諸鳥が建し碑文よ載て。貞享三年丙寅春閏三月。割利根川西屬武蔵国と見ゆ。亀戸の善應寺よ

鐘のおとごゝき。江戸志十の巻よ載て。武州葛飾郡亀戸。福壽山善應寺。享保二十年三月とあり。中田氏が家にもちゝる水帳のうつそぶ。本所表町の名主中田氏が所蔵の水帳よ。武蔵国葛飾郡北本所村撿地水帳。元禄十年丁丑十二月とあり。なをぞわうごのへくもおもべし。」ともべばおろそかなり川はば下總中ごろハ武蔵その後まこ下總。今ハむさしよ名どころ也。』木母寺乃鐘のおとごゝきに。武蔵のふ乃豊嶋のこほりよ隅田川とあるよいもくいぶべし。延宝五年九月よえびし鐘銘に。武州豊島郡隅田川梅柳山木母寺と見ゆ。こゝ葛飾郡とあるつゝきをなるべし。葛西本所ゝゝゝ武蔵よ隷しを豊嶋郡よ管るありくと心得ちがひのうべぞ。」水底よゝとと五本めそ柱ともなんそのふるまゝそ文墨

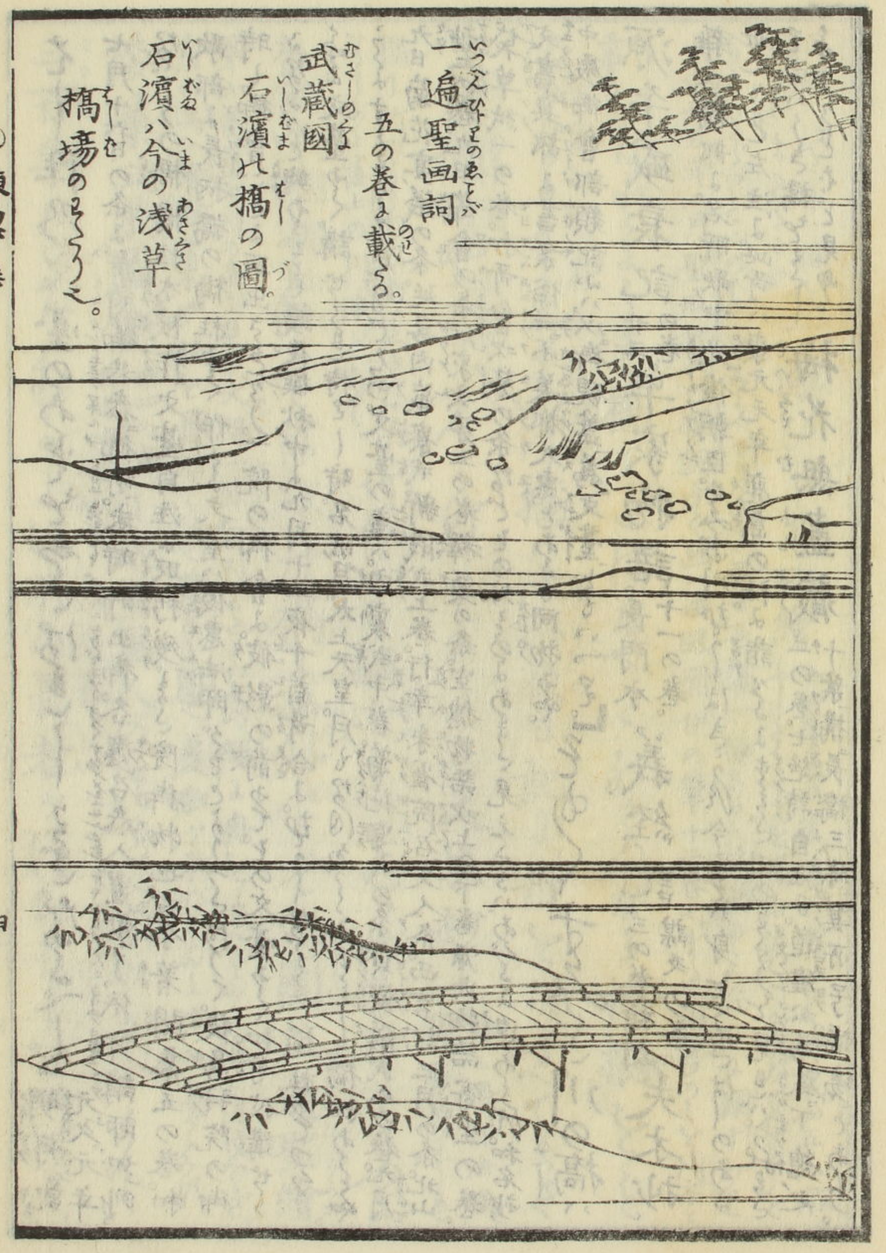
一遍聖画詞
五の巻に載る。
武蔵國
石濱北橋の圖。
石濱ハ今の浅草
橋場のほとりに。

そし柱乃文臺のあとをさへしはましらぬなかるべし。明月記。元久元年七月十六日の条に午時御共参御所。未時許出御。各應召参入。置歌了。依仰講師如例。ながらの橋橋柱木被作文臺。自注に取朽残まつ院御物也。古今著聞集五の巻和歌部に長柄橋の橋柱にて作る文臺ハ後恵法師がもとよりつたはりて後鳥羽院の御時も御會ごとに取出されけり。一院の御會に彼影の前にてその文臺にて和哥被講せらるなることと興あることにて續後撰秋中に九月十三夜千首哥合にむかしながらの橋柱にてつくりたる文臺にて講ぜられ侍りし時名所月。太上天皇 月もなほありしながらの橋柱あらはや こよひすみぬる秋のかのどれ。文臺の事ハ内裏式中巻菊花宴式の条。貞觀儀式八の巻九月九日菊花宴儀の条。延喜内蔵寮式。新儀式上巻行幸朱雀院召文人条。西宮記三月の条。北山抄二の巻九日節會の条。江家次第五の巻釋奠の条。空穂物語吹上の下巻。源氏物語寄生の巻。袋草紙一の巻和哥會次第の条などその外そのにあまた見えたるハあげるに遑あらず。和名抄文書具部に書案俗云不美都久恵とあるも同物なるや。中殿御會部類記にハ以御硯蓋為文臺ともいへり』そも〳〵すみだ川の橋ハ源平盛衰記廿三の巻。平家物語。長門本十一の巻。義経記三の巻頼朝謀反の条。夫木抄雜三橋部に名所歌中光俊朝臣 すみだ川むかしはきゝし今ぞ身をうきけしのある世としらぬ。左注に此哥ハ康元元年鹿島の社に詣るにすみだ川のわたりを見れバ前のなきを今ハらき橋をわたしありとぞ見ゆ。梅花無盡藏三の巻七絶詩自注に道灌公為武下總之千葉搆長橋三條其所号橋場とあり。

三條ハげにし一條を寫あやまれるなや。一遍ひじりの繪五の巻に武蔵国石濱にて時衆四五人病ゆしくるを見給ひてのうちねてむかしを今とつゝるぐさ心のたそとたるべきなるき画に長橋一條あり板橋にて左右に欄干あり。こハ正安元年八月聖戒行人の撰詞にて画ハ法眼圓伊の筆十二巻あり。また詞書のみを刊本とせしも二巻あり。なかゆらき橋まさはなべくそれさるなる板橋をとなさせるよしあり』浮橋八十六夜日記に舟をならべてまさきの綱ならあるんうけとゞめたる。夫木抄に雜三橋部法眼慶融哥によしき橋に竹のよりなは打はへて小舟竹のより縄打はへてさゞなみのなしぶる冨士の川浪とあり。あどいひしあとバをはら舟橋にあれど その圖ハ一遍聖繪第六巻冨士川の条に見ゆ。大縄二條を引わたしその縄に舟をあまたならべて所々につなぎ舟の上へ縦横に木や板を置ならべて造れる圖と慶融が歌のさまに清相かなへり。倭漢三才圖會廿四の巻船橋類部に見ゆ』里人の語言なども今より三百年もむかしに所の長者が渡しけりとなん。

一遍聖画詞
六の巻に載る。
駿河國冨士川
浮橋の圖。
浮橋の圖ハ倭漢三才
圖會卅四の巻。東遊雜記
十の巻。などにも見えたれど。
今ハふるきを寫す。

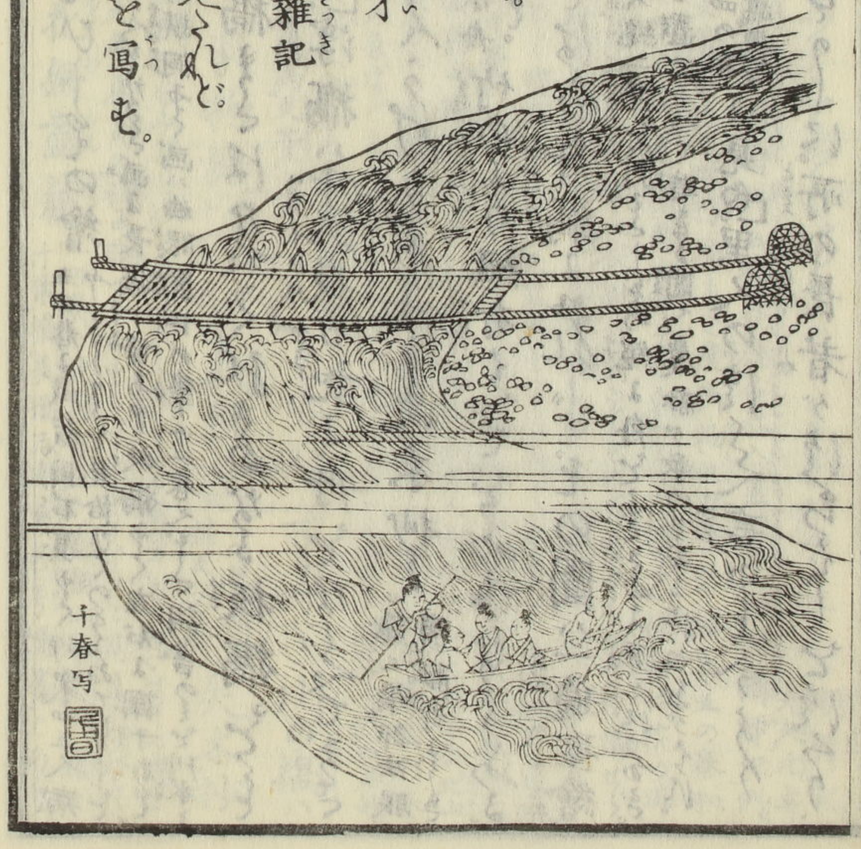

土橋浮橋ともに。和名抄道路具部に見ゆ。享保年間。おほやけより舩橋をまうけらるしおとをあるといへり。」よしやこれ文臺にせしは。いづもの時ハ橋だしらの名ごりにもあるを。それハ其ハ此にしてくるぐにうつれ木とおもひてんとてこそ。さて翁のみやびごゝ所乃かうだしきこそ。こゝあぐくもゆのしるき」文化十三年といふせし。此文月の清いたちの日。あづるれこやこの神田川邊なる松のげ乃家ゐに。高田与清筆をそむ。」

答赤松知則書

せうそこれむすひとはなりにせしに。あるゝに思ひ入れなるを

いせうも〳〵そゝ統〳〵
今ゝにのお。關東關西とそゝのひ〳〵名ふいあ〳〵
卯の条よ。朕縁有所意今月之末轝往
関東云云。壬午行幸伊勢國と見ゆ。天皇伊勢のうへいぐまちん
さて。朕志ば〳〵く關東へ
吾妻鏡よ。十七の巻よ。将軍家御不例。辻危急之間有御讓補沙汰。
地頭並惣守護職被充
御長子一幡居とあり。賴家将軍病あつ〳〵うり時。關東廿
八國を一幡君よ。関西三十八國を千幡君よもつ〳〵ん
とせ〳〵ま〳〵ことあを辨慶法師が文といふそのよ。古状揃よ。
載此書の撰者が。辨慶よ依記〳〵作出一文なるべし。關田耕筆二の巻よ。
昔年龍草廬の話よ。武蔵坊弁慶ハ伊勢度會氏系圖の内よあり。從五位

下権祢宜晴親孫浄智ゞ子〳〵。辨慶もまゝ子あり。晨尚とうもと又百井塘雨ゞ遺
書を見をハ出雲の深溝よ。摩尼組の牧とそあり。此地弁慶誕生の所とそ。産湯乃
水あり。其靈を祭まる社もあり。熊野別當辨真ゞ子とうハ其證なきを。熊野別當
誥らをぬと記せり。吾妻鏡ゆも辨慶ゞ事ゝうく見えをと。或人いへる。水戸大日本史や。
此人の傳ハ見えを。義經傳下。伊勢義盛此説ゑりうこと〳〵吾妻鏡五の巻文治元年十一月三日の条よ。辨慶法師已下。彼此之勢二百
騎欤ばかり。六日の条よ武蔵坊弁慶ゞ事ゝうく見えをと。或人いへる。水戸大日本史や。
條樋上達武蔵坊辨慶鋒又之下。節用集活版本ハ部人倫門よ。辨慶大力量人
也。運歩色葉集一の巻。遍部よ弁慶甲陽軍鑑五の巻よ富樫ゞ館あそ弁慶法師ゞ名ハ五
く源義經公を打擲申なそまつる南
名武蔵坊弁慶其色真黒其形頓且整以技山。紙以蓋世開闢以来。勇力之士未有
如辨慶者矣。義經記三の巻熊野別當濫行の条よ。らまの別當べんせうぼう子さいこの
なつのむさし坊弁慶とそ申ゝる。四の巻。別當べんせうぼう子さいこの
武蔵坊弁慶と名のりそ三の巻弁慶山門を出る条よむさし此山よわくをうのむ者あらじ
なふのむさしとそ申ゝる廿一ゆくもあるときく我も其名をは
いそよぶもなつ〳〵んざいなつのむさし坊といふべし。もつ〳〵ハ
ら〻の別當はべんをゆ〳〵と名のり。其もゝハゆ〳〵んけいなをハべんをゆ〳〵んけいと
けいとよりてべんけいとそ名のりゝる。倭漢三才圖會七十八の巻。出雲國部よ鴨湖寺在
枕木山相傳武蔵坊弁慶學生之地也。辨慶大職冠十一代関白道隆公氏族。熊野住侶
辨正一男也。幼時在雲播。剃長學法於厳山而好兵術以爲悪僧。於是義経往奥

外與秀衡議仁平中上書爲源頼朝之志進爲後者歟弁慶卽千而衆回東走其智勇人以称之按辨慶之父辨正一名湛曹紀州田邊雜賀權現別當也謠古利安宅の巻ニ弁慶熊野別當辨心が子ニ堕塚物語三の巻ニ武蔵坊弁慶借状の条ニ弁慶が姿を始而くわしくのべせく繪よりも大きなるひげこく見えそう右の文故の中ニ弁慶を美僧しとの事あるく其世の僧共の文あり拾別千万の事ニ懐橘談上巻出雲國島根郡枕木の条ニ枕木山は昔元正帝の開山天台止観の月を澄し藥師の像を安置せり云云侍僧の語りぐさ源家の陪臣武蔵坊弁慶ハ此枕木の里ニ生まれ當山の児ニ〳〵時同寮の児を艮もとゞめバ打擲し侍るやとよ院主折檻のあまりおの島へ流し給ふよしぐさ弁慶石を拾あつめ陸へかよふ道を造りやりて山へこもりぐよ今ニ至て弁慶島と申あり〳〵し侍る。永見と云里ニ弁慶が産水弁慶が安の墳墓も今ニ存せり父ハ意宇郡熊野の山乃人ニ天照大神生ニ給ふ時の産水也此山よりあり弁慶曉毎ニ此水を汲ハ弁慶の水も申あり〳〵し侍る水を守護せるハ如見星ぞらうんなどあるとバうきくるくることなりあ〳〵び。舞の草紙謡の詞笈埃随筆新撰犬筑波集弁慶物語山城名勝志。雍州府志東遊雑記四季草奥羽観迹聞老志行嚢抄の類ニ散見しその外諸書ニ顕るハ枚挙しぐさしがたし南留別志二の巻ニ弁慶ハ滑稽の男ニもさし坊とつきくることハ弁の字をとりてかくなるべしといふハらちもなき説ニ元亨釋書十三の巻泉涌寺俊芿傳ニ建久六年。汚在嵩嶽正法寺。咏木縣人辨慶憂八一山寺と見えしハ武蔵坊とをまぎれしぐさ也。

關西三十三箇國と書きるハ畿内國を

ちがひるもの也凡關西とハ須磨乃關より彼方。関中ぐさを畿内國をいへるもとを拾ひ三關の國より東をみな関東とそいへる也不破越前の愛発なるべし續日本紀。廿六の巻。天平神護元年三月丙申の条ニ伊勢美濃等關四月乙酉の条ニ伊勢美濃越前等國ニ置關の条ニ伊勢美濃越前等國ニ置關ニ上下飛驛函關司必關見。同七月甲寅の条ニ本備非常ニ依ニ見えヤの巻廿五の巻ニ三關及關都事軍防令ニ。其三關者設鼓吹軍器國司令ニ當守固義解ニ伊勢鈴鹿美濃不破越前愛発等。是也ハ式令ニハ尺諸國給鈴者太宰府ニ十口三關及陸奥國各四口大上國三口中下國二口其三關國各給關契二枚ニ見ゆ。

令の義解

職員令ニ三關國司又掌關刻。

拂折ぐきニ集解

六の巻職員令六。れど世四の巻公式令。

江國相坂剗拂れ

書大同五年九月丁未の条ニ鎮ニ固伊勢近江美濃等三國ニ廂並故關ニ德實録九の巻天安元年四月庚寅の条ニ始置ニ近江國相坂大石龍華等

三處之関剗多配國司健兒等鎮守之催相坂是古昔之舊関也。時屬聖運。不閉門鍵出入無禁。年代久矣。而國守正五位下紀朝臣今守請加二處関而更始置之也。などあるを考てもそ。不破の關屋はあれふるの森。

いづくにも不破の関屋よりそびねし今集雑中。摂政太政大臣哥よ。人をまぬ不破の関屋の板じさーあまもり後ハあれ狹の風をそ。

さゝなみや相坂ハ滋賀乃こほりなるを。爲憲口遊。

とを

坤儀門よ。勢田。鈴香。不破等也謂之三関。今按。勢多。在近江國以呂波字栗太郡。鈴香。在伊勢国鈴香郡。不破在美濃国不破郡。と見ゆ。類抄。の巻。三左部。拾芥抄下巻。三関部。

まし〳〵そもくいぞの〳〵。

為憲口遊坤儀門以呂波字類抄八の巻左部。拾芥抄相坂鈴鹿。

三関ゝ

巻三関部。倭漢三才圖會八十一の巻家宅類部。

不破を三関ゝも

東関東海道名所記五の巻関の宿れ条り。爰を鹿の関伊勢よあり。不破の関美濃よあり。こゝを三関と名けるなり。相坂の関近江よあり。鈴鹿の関伊勢と申事ハいかゝ。

東をハ関とやする。國花万葉記九の巻。伊勢関地蔵の条よ。此所を関とや

儀整つゝ三関數多。鈴鹿不破関今按。勢多在近江国鈴鹿在伊勢の国鈴鹿郡不破在美濃国不破郡云云名目抄。三関會坂鈴鹿不破。同関之時此三関也云云。

ゐハいふ〳〵近江ゆゝ相坂の関。美濃ゆハ不破の関。當國よ鈴鹿の関。是を三関と云ゝ。倭漢三才圖會七十一の巻。伊勢部よ。昔江州相坂。濃州不破。勢州鈴鹿。謂之三関。和漢名數地理部よ。日本三関。相坂近江。鈴鹿伊勢。不破美濃。を見そと。

ゝ説ハうけらまじ。坂東とも

足柄乃御坂よりひむがしの國をいふ。公式令よ。東海道坂東。義解よ。謂駿河與相模東界坂也と見ゆ。万葉集十四の巻。廿の巻なぞよ。おーぐらの御坂とよめる所ゆゝ。相模足柄郡へ古事記景行の段よ。足柄之坂本といへる。類聚三代格七の巻。弘仁十年五月廿日官符よ。東海道坂東。田氏家集中巻。美濃大雪の詩ゝ。坂東界首路猶賒などもあり。下學集器財門よ。修禪紙坂東豆州紙名也。ゝ書くるハ心得ぜ。

東海道の坂よりひむがしの國々を

日本紀よ坂東八國といへる誤ゆそ。古写本ゆそ八國と書ゝう。曽我物語八の巻。屋形の次第五郎よ。坂東八ヶこく。海道七ヶこくと見ゑ。八東海道十五箇国を足柄の関ゝ坂ゝろけくくろゝへ。攻事要略五十六の巻よ。坂東十國と書くゝろそ。上野下野の二國をゝはしーあや。

今の世よ關東八州と

よぶ所ゝそ。北條九代記十二の巻。安藤又太郎交逆の条よ。関八州騒動ゆそある。梅花無盡藏六の巻。靜勝

軒詩序。惺窩文集二の巻。四景我有解に。関以東八州豆相記に。関八州勇卒
などものに見えたるをあげていふべからず。明日香井集下巻端作に。関東へくだり
ゆきてと書ましも。関八州をさせるなるべし。足柄箱根
より東を関東といふるも。やゝふるくよりのなりき。」山東とは碓氷の
山の東をいふ。公式令に。東山道山東。義解に。謂信濃與上野界山也。
見え。万葉集十四の巻にうちひの山。廿乃巻に。碓日の坂などよ
ましし所也。類聚三代格七の巻。弘仁十年五月廿一日官符にも。東山道山東といふり。東山道の山よりも東なれば
なるべし。日本紀に山東と見えしを。坂東の國までを
景行紀四十三年に。北轉歴武蔵上野。西逮于碓日坂。時日本武尊。毎有顧
弟橘媛之情。故登碓日嶺。而東南望之三歎曰。吾嬬者耶。故因号山東諸
國。曰吾嬬国也と見ゆ。熱田太神宮縁起に。号坂東諸国。曰吾妻国とあるは。其後の
書ざまなるべし。古事記にも。足柄山にそのことていひたれば。つゝく。やまじからず。
抑しなべていひくゆれど。後にも上野下野出羽陸奥より
このぎまする名に。吾嬬は坂東山東にもてまたる称なれど。
出羽陸奥にいへれもめしれし。あげすぎの道乃

たてなる常陸ともよみたるを。古今六帖第五帯の条。大のゆゑにこれし」。
両京四畿二監七道は。持統紀。續日本紀。類聚三代格。令集解。政事要略。朝野群載などにあまた出てあらずに遑あらず。
両京は左京右京也。帝王を南面の位とまうせば。東を
左とし。西を右とも。後乃ことのに空華集。梅花無盡蔵。鎌倉志。などの類に関東を関左といひ
たるを。例せし。田氏家集中巻。七絶詩より。関左崎嶇膺帝難とも見ゆ。開東を開左といへるもよの
よしこそ。左右京式。延喜式四十二の巻。河海抄。夕顔の巻に。東京西京。東者左京。西者右京也と見ゆ。
拾芥抄。中巻。京程部に。東京号洛陽城。西京号長安城とあり。帝王編年記。十二の巻。延暦十二年正月十五日の条に。始
造平安城。東京愛宕郡。又謂左京。唐名洛陽。西京葛野郡。又謂右京。唐名長安といへり。本朝官制沿革考。四の巻。左右京
町保坊條圖の部。など閲てしるべし」。四畿は大和山城河内摂津
也。日本紀通證卅五の巻。持統六年の条に。四畿内大和山城河内摂津也と見ゆ。うちつぐにも境は大化

二年といふ也。其正月に定らましに。孝徳紀。大化二年正月改新之詔に。凡畿内東自名墾横河以来。南自紀伊兄山以来。西自赤石櫛淵以来。北自近江狹々波合坂山以来。爲畿内国。と見えたり。そが中和泉をたゞさてよつのうちぐにといひ。後に和泉をあらせらまゝ。いつ其うちぐにとなりたり。國のはいでは大和をもてはじめとせしに。續日本後紀五の巻。承和三年十月の条に。承前之例。畿内国次以大和国處之第一。勅。宜據新式改之以山城国處之第一。とあり。承和三年といふ也。しの神無月ぞこのわに改て。山城をなん上にはかれたる。」二監は芳野監と和泉監とをいふ。續日本紀十一の巻に。両京。四畿内及二監。また左右京。芳野。和泉。四畿。十三の巻に。京。畿内。芳野山。和泉監など見ゆ。芳野を或は茅野にも作れるは。舊事紀國造本紀に。和泉国造。元河内国。靈亀元年。割置芳野監。則改爲国。元珍努官と見ゆ。泉州志一の巻に。元年當作二年。芳野當作茅野。といへり。いづれか

さゞこのかゝることをしらば。」七道はその名續日本紀に。三の巻に。東海道。東山道。北陸道。山陰道。山陽道。南海道。西海道見ゆ。一の巻よりして七道とは見えたれど。そこにいたりてはじめて各道の名をあらはせり。そじめくのせられたれど。そやく北陸東海西道丹波の四道。崇神紀。景行紀。崇峻紀。天武紀。などに見ゆ。東方八道。孝徳紀。はかりき十二道。景行紀。東山道十五國。景行紀。崇峻紀。天武紀。山陽。成務紀。天武紀。山陰。成務紀。天武紀。南海。天武紀。筑紫。天武紀。なぞきこゆ。續日本紀に。八字をたゞさて山道海道とのゝ書ましし。卅一の巻。宝亀二年十月己卯の条に。武蔵國雖属山道。兼承海道と見ゆ。こともあれば。のましこれをよくしてあきらめらるべし。」上の條にはことなりて。このもそめに筆とかくきこえまぬらるまざなれば。おほかう

ぶくさらせしが相はかるべきもの）ど。いそぐしきこゝろ
まゝりかくなん。」打まく秋風身にしみてくるゝ
しき此ごろを。たひらうにもぐしてよ。あれかしこ。
長月のとをかなぬかの日。」

東都稱呼辨

いとわかなかくあづまのみやことゝいへれ稱は。江戸名
所記。五の巻。芝泉岳寺の条に。いかしつゝ淀鳥羽に車借ありて。都あら
でハ牛車はなかりしを。江戸ハあづまの都にて。牛車をせるさまし。いての
なる土橋板橋のうへをも心のまゝにひくとかやと見ゆ。此書ハ淺井了雲が撰
にて。寛文二年五月の刊本也。了雲万治元年に東海道名所記をえらび。後に
此書をば撰ひ。東海道名所記ハ新編鎌倉志の引用書目に載せ。かまくらの禪興寺の鐘乃
ちとゞのもの。鎌倉志三の巻。禪興寺鐘銘に。寛文改元辛丑歳。東都
豪貴。内藤佩帯内助上杉氏とあり。此銘ハ天和二年皐月。

南禪寺見僧録司剛室崇寛の撰也。などに出て。たゞやく寛文といふ世しの頃に
きこえたるを。世人物部氏がみぐりごとにおもひ
ゆるゝ。いとじきこと也。そは古事談。五の巻。神社佛寺部。北野
天神の詩。太平記。十二の巻。天神事の条。北野縁起。下巻。天満宮託宣記。正暦四年
十一月十六日の条。梅城録。空華集。廿の巻。祭天神文。筑前國續風土記。一の巻。總論
なゆゑに。太宰府を西都といひ。空華集。九の巻。寄題北野行祠詩に。西府東
都比夢境と見ゆ。一覽亭の詩。鎌倉志二の巻に載せ。嘉暦年中鎌倉の一覽亭にくつらし詩也。慈恩寺
の詩。鎌倉志七の巻。前南禪大周周崙が慈恩寺の詩に。客至曾誇絶境殊。慈恩山水冠東都といへり。などに。鎌倉を
東都といひ。萬葉集。十八の巻。越中守大伴家持宿祢の坂上郎女に報奇に。安萬射可流比奈能美夜故尓。安禾比
度之可久古非須良波。伊家流思留事安里と見ゆ。橘千蔭が略解に。本居宣長
云大平が説に都夜故ハ夜都故を誤れるといへりまことにしかるべし。国府を

ひるのみやこといふべきうへなし。遠の朝廷といふも、さる事のよねるをもてなり。都夜故と書てくやこよむことハ、傍訓の誤なり。都夜故ハ仁賢紀十九の巻よ。都夜故王大泉蘇我連を、我ハ蘇我連羅志の二字を書具せり。又この集第十六巻能登國歌よ。ぬくる名の島のさきを、ぬくる名の島の二字を書具せり。又この句よ。都かた枝破夫利とかく。破の一字ハ、ひろひもちきて、しゐて次の句二字を書具せり。今の歌のこゝろも、又などうも都夜故と書ざるよ。夫利乃こゝろは王城をいふ。さるよひるのこゝろをみやこといふハ、ひなのこゝろをとゐやべしー。なるとハ、何ぞの国ぞもいふべしー。などゝ見ゆる確説を考合せざるべし。田村の又分々はさゝぐひて五位よりさもでも。まゐち君といへるぞごとく。詞林采要抄六の巻。曳都の条よひるの都と、諸国の國府とを、代匠記十八の巻よ。越中の國府ハひるのその都なるべしー。國司の在所ぞ。曳都と田舎の都とハ、諸国の國府こゝろ。訓栞廿五の巻。北の部よ。ひなのこゝろこ萬葉集よ。あり。越中の国府をいふ。日本紀よ東夷之中有日高見国と、いふるよ。語意おなじ。田村の謡詞表百番活校よ。ひなの都路へぐて九重の春よりそゝんと見ゆ。

なゝもゝぱ。うつろひさく花の都ぞ

あめつちの寿詞よ。

類聚三代格よ太宰府の南都。七の巻。承和二年十二月三日の官符よ。續命院一處在大宰府南都と見ゆ。

菅家後草よ都府楼。南浦文集よ薩摩の國都。中巻贈藤菊數類四公子書よ。在薩之国都督三五年と、いふるよ。

和名抄よ遠江國引佐郡の京田。七の巻よ。京田美也古多と見ゆ。

常陸國久慈郡乃都。七の巻よ。宮所美也止古路と見ゆ。

讃岐國山田郡の宮一所。九の巻よ。宮所美也止古多と見ゆ。

豊前國のこゝも相模国高座郡よも公所村あり。こゝも宮所を呉音のうつろふまゝ書轉せるぞ。美也止古呂とも宮ぞと、いひ久もるべし。

その名京都。和名抄五の巻よ。京都美夜古とあり。此地名景行紀十二年九月の段よ。始て出て。その外そのよあまた見ゆ。

名所の伊勢乃多氣都。夫木抄壮の巻。城部。散木集五の巻。祝部。九の巻。雑部。新勅撰集賀部。神風行囊抄二の巻。名所方角抄伊勢国分の条。伊勢名所拾遺集上巻。歌枕玉叢抄伊勢部。袖珍古今枕三の巻よ見ゆ。

信濃の都井。夫木抄廿六の巻。歌枕玉叢抄技書信濃部。みちのくにの都島。古今集墨滅奇。小町家集。伊勢物語百十五則。美濃抄五の巻。島部。勅撰名所和歌抄出下巻。島部。松葉名所集十二の巻。美部。歌枕玉叢抄技書陸奥部。能因哥枕國々所名部。武藏野六之下巻。美部などゝ見ゆ。奥羽観迹聞老志六の巻。宮城郡上の部にハ。都島未詳。其地或曰桃生郡宮戸島是ことゝひ。舊蹟遺聞三の巻。都島の条にハ。今閑伊郡に宮古といふ所あり。されども都島といひ。おなじ國のうちに乃里舊蹟遺聞なほ尤も。ひなかに都のあるしといふべし。」そが中に大宰府と豊前國の京都乃こほりとす。皇居に近也。太宰府乃南都は。三代格に異本に南郡と書たるもあれば。ゑめしにあれ引まじ。なども いかべくも尤。なほあるべ所にいふ名きこえこれば。除てもさてあるべし。」未来記の

さうしに。舞の本。余が閲しに三板あり。さごうにかたらはぞやしに乃がうにゑやこをたて。新うまふらとさごめくとを。太神宮參詣記に。坂士佛撰六のもうけを里道哉ひらきて。ほゝとにひとゝにゑやこなるとも。江亭記に。鎌倉志二の巻に載せ。左金吾源大夫江亭記。文明丙申秋。湘山暮樵得玄の撰。その文に。武者大國云云。江戸其武之冠乎。云云。東武之一都會などゝ見えたり。むさしの一都會にも。このまふらに浄智寺の鐘乃銘に。鎌倉志三の巻に。相州金峯山浄智禪寺鐘銘に。東海小比丘仁叟碩寛撰。慶安二巳丑歳八月初七日。冶工武州江都住とあり。江都ともいへるまもじひ。まことにえとくこと乃よりどこにはとゝもいふべくもや。」本朝麗藻。下巻。儀同三司。紙飛州高使君赴任詩に。把酒別筵日暮時。為君更寄一篇詩。東都春月秋風夜。四五年来分付誰と見ゆ。本朝續文粹。一の巻。江大府御西府作に。

揚雄辞北闕奉節別東都こうくれう。なみだも詩は東都とをくるを。東の帝を。洛陽とも。左京とも東京ともいふこゝなれバ。させる

後小谷三思書

さもきたなきを忘よのせちに書。うき月のはじめ見よまろが手よりぬ。扨くぐつきこそ書給ふよりもこゝろもとなくそ。そのうちがおぼえかくるのあるかうちをもこゝろさなぼもなし」とひおもこさまし冨士の山よりも急よもをいそぐ。冨士ハうみく。巔乃穴よりも息吹吹おもまるがゆゑの名ぞや。

本朝文粋十二の巻。都良香冨士山記よ。此山高極雲表不知幾丈。頂上有平地一廣一許里。其頂中央窪下。體如炊甑。頗有神池。池中有大石。巖巒奇秀。蹲虎乳其艱中。常有氣蒸出。其色紺青。窺其飜底。如湯沸騰。一万葉十四の巻よ。佐奴良久波多麻乃緒婆可里古布良久波布自能多可祢乃奈流佐波能其登。などゞ見えそ。頁上の八葉の穴をとう仙覚抄十五の巻。詞林采要抄五の巻。代匠記十四の巻。万葉略解十四の巻。上巻。神中抄七の巻。色葉和難集七の巻。不部ハ雲御抄五の巻。名所部などゝ出るを考てしるべし。人穴といふものとハ知れどうゝ人穴の事ハ吾妻鏡十七の巻。人穴草紙。西遊行嚢抄四之中の四巻。梅花無盡蔵二の巻。倭訓栞廿六の巻。不部。東海道名所記一の巻。駿河部。日本國事跡考。駿河国の条。明暦三年三月刊本道中記。かな川の条。吾嬬路記。神奈川の条。諸国旅雀二の巻。東海道千里の友。神奈川の条。本朝奇跡談上巻。東国名勝志二巻ハ巻次。稽舟紀行上巻。一目玉鉾二の巻。安齋隨筆ハ巻次。さゞなみのものあて。余が所蔵よ十四巻の本あり。或人の所蔵よ十六巻の本あり。その巻端の詞よりて今川家の赤鳥引縄の事をいひるをバ赤鳥乃巻。洗草の事をいひるをバ洗草の巻。などゝ名づけるようぶんをバ。ぬきくめぐ何ぐとて書つゝまゝなる隨筆ぞまさ前集十五巻。後集十五巻とるけー本もりつ。かく志どりなきをのるまバ。巻の名をいふんハえそうるきよ似ぐそもいと大部の書よ。巻次ぐよなうゝんハあまろよ便なきぐさるまバ。今ハ蔵本よりそかに巻の名をバ素ぐうこ。そもいぶきはとほくて望バ煙火乃おとく

見なきりしかば。富士山記に其在遠望者常見烟火といふこれ。富士の煙をよめる歌ども、おほかりしこ。富士の高根のもゆるとよみしたれ。万葉集十一の巻に見え。煙をよめるハ伊勢家集。能宣家集。などを始とす。今は絶て風のみ吹出となん。富士の煙の絶しと。古今集の序に見えたれど。更科日記に。山のいただきのすこしなひらぎたるよりはぶりを立のぼる。夕ぐれは火のもえたつも見ゆといひ。十六夜日記に。ふじの山を見ればけぶりもたゝぬ。むかしちの朝臣にさそはれていかりなるゝ乃浦なれバなどよみし頃とかつあふみの国までハ見しかバ。富士のたゞかりもしるも。あさ夕たしかに見えし物をいつのとしよりうゐえしとゆへば。さゞかにこそある人なしどもあれバ。その頃ふたびおもひそまた絶しかや。これ古今集を注せし書等。またハ倭訓栞廿六の巻不ノ部。などにあるせし説どもを考てしるべし。頼朝将軍富士野狩の古圖にも。煙のたつさま見ゆ。

神名帳に。延喜式十の巻。出雲國意宇郡布自奈大穴持神社あり。出雲風土記上巻。意宇郡の条にハ布自奈社とのみあるせり。布自奈ハ吹息穴の意なるべし。あれ駿河ハ富士の神をうつしていはひまつりしならんり。

その本よりはこゝへまゐく末に正しき名をばけたへしなるべし。さて吹をふとのゝいひし例ハ。ふえを吹枝也。ふぶき志のくをふぶきなども吹吹ハ心也。草にふぶきといふも。その花乃老て。風に吹吹るゝによりて。頭髪の志ろきをふぶきといふも。白髪ハ打ふぶきたるさま哉。雪風に見なしていふめれば。事ハ殊ながら心ハ相似じ。また息氣をしといつるを。虹ハ丹氣也。霰雨は氣濛也。嵐ハ荒氣也。風の神級長津彦を息長津彦也。星は火氣也火石の義といふをいふぞや

古き扇の画は書くる。

鎌倉れ
頼朝大将軍

富士野
狩の圖。

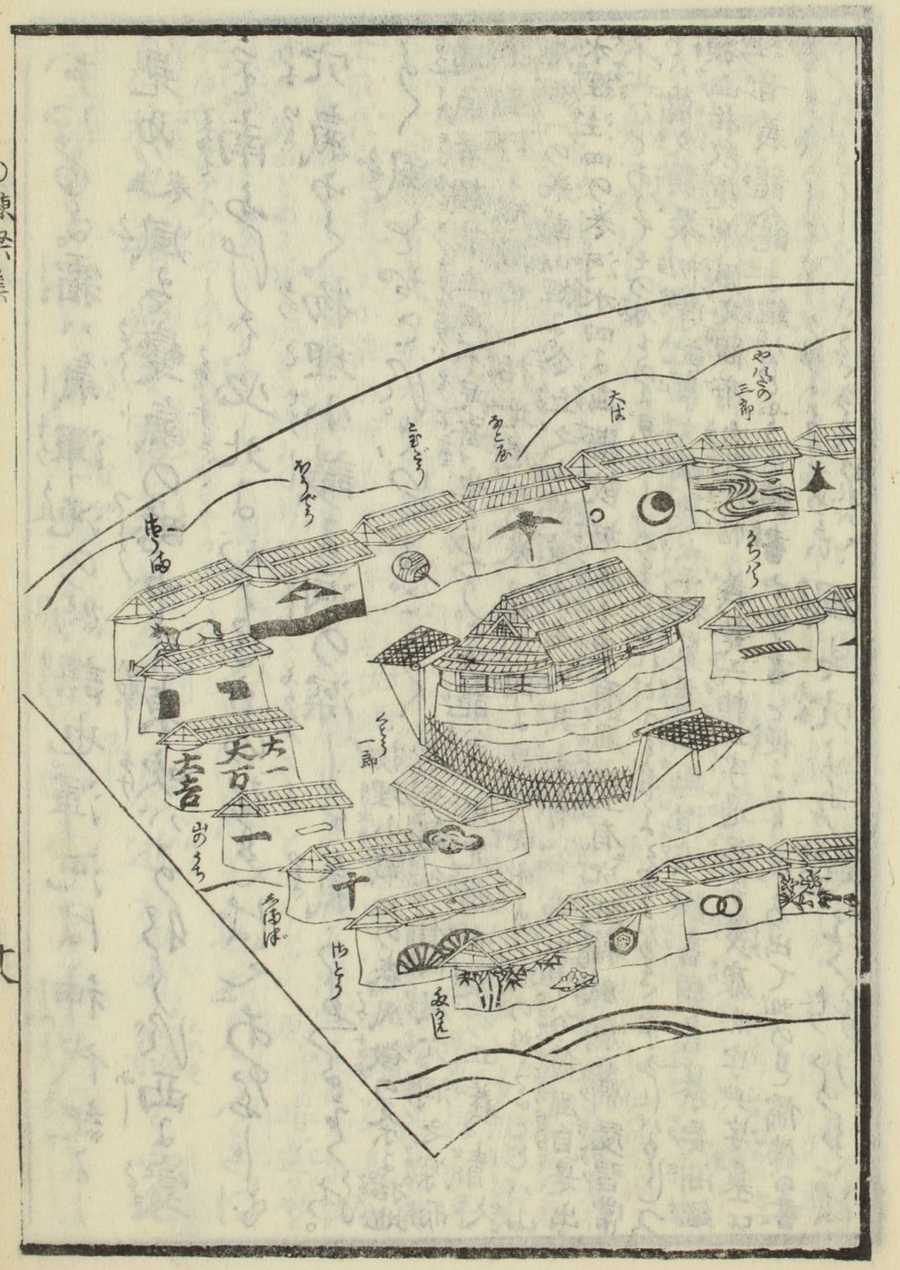

其二

富士野
假屋の圖。

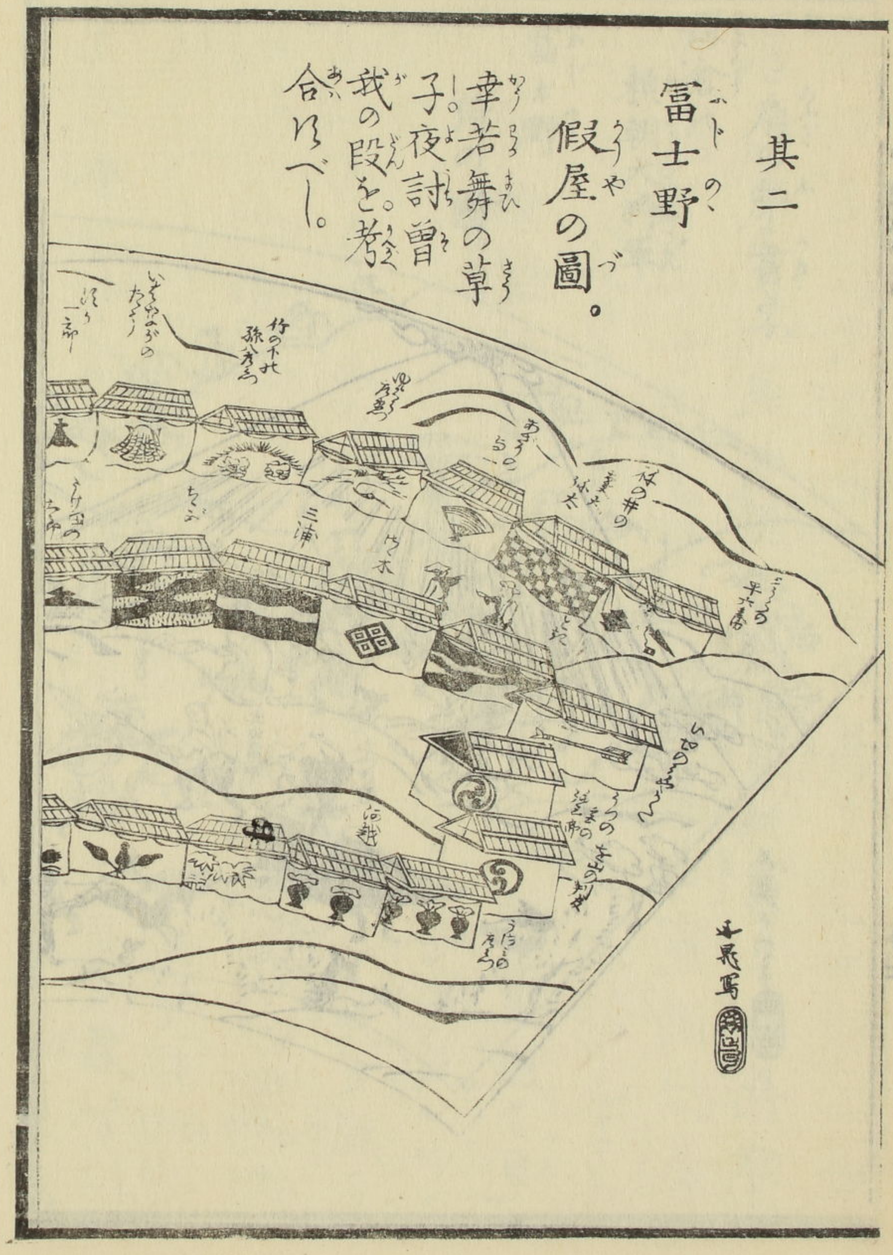

幸若舞の草子。夜討曽我の段を。考合ふべし。

おぼゆる。霜ハ氣渾沌の約語也。渾沌は神代紀の
見ゆ。上巻風を變氣の略ゆゑに。東吹バこの行ゝ西よ變
も。南ふけで必北よめそるものなればこゝもあなづ
穴氣ゆく。物理小識よ洞の深ゝ氣ゝのるゝ。
よく風をおこすといくるごとく。物理小識二の巻。風徴の条よ地
通ゝ氣者類能生風。不足奇也とゝゝ。志云龍公有四風穴。洞之深而
孫星行が拾遺せ一括地志四の巻。易州部よ見ゆ。穴中ゝ風の出るこゝハ山
海經一の巻。南山經よ。令丘之山。無草木多火。其南有谷焉。曰中谷。條風自是出。
水經注四の巻。河水四よ。屈縣故城西十里有風山。上有穴如輪。風氣蕭瑟習常
不止。などあれど。その外ゝのよ見えバあるごとゆゑ。ゝうなき事ゝれバりしつ。
そハ藝文類聚。初學記。事文類聚。太平御覽。唐類函。晉燾類書。纂要。淵鑑
類函。格致鏡原。佩文韻府。白孔六帖。義楚六帖。正字通。品字箋。康熙字典。字彙一七
經音義。龍龕手鑑などゝうの類書や字書を便よゝりもち出て此のゝ儒佛の書
等までひろくそうがゝよろせめらいゝんバとそゝいくきるべくれバん。風ゝ
穴ゝより起るをもなづ

穴氣ともいふめり。乾の風。まこゝを北國よ風。
なのゆくいふ説ハうけらるゝバ。潮ハ氣ゝ也。秀ハ立
そる詞ゆく。次の然あるをほのかに。草穀の實乃抽出るを穗。禾未のこゝく延
ゝるを秀ゝ枝。などいふ事ゝ同語ゝほとはゝるゝ
ゝなのやとゝいふハこゝとおぼゆ。古事記景行の段よ。夜麻登波弊ゝ。古事
紀十七年の条。類聚國史世二の巻。天皇幸の条よ。倭琉璃。能摩保。邏摩。ゝ柴。集五の巻。
山上憶良の令反惑情歌よ。阿麻久毛能。牟迦夫。周伎波美。ゝ。具久能。佐和多泥伎波美。
企許斯遠周久ゝ。能麻保良叙。九の巻。大伴家持の聞霍公鳥喧歌よ。須賣呂伎能。河未。能美許
委曲ゝ。不聽者。十八の巻。大伴池主の登能伎已之乎須久ゝ。能麻保良ゝ。山乎之毛。佐波ゝ。於保美等。などの類ゝもゝ
国の真廣まこハ真廣場の義ゝ。古事記日本紀の應神の条よ。夜迩波母美由久ゝ。能
冨母美由とある冨も。此呂の約よて。打ひさゝ原。洞。遙ゝ。
ゝ語もとゝおゝゝ。こハ契沖法師。
本居宣長ゝあげつゝひ一説ともいもぞやうなゝ。
息放也。瘡瘢を覆氣也。舌ハ息手也。そゝきハ
まつるといふを。令ニ息逝一まつるの略也。ゝまらゝ

をこうぐるしくして。氣息を志といふべし。
かくまでは富士は吹息穴ぞうの語ともいふべし。
伊吹山とゐふも。近江なる八山神の息吹おこせるにて
ふるも。下野なる八煙乃出るにゐるまじる名ゆくまでと
くおなじとおなじくおろぢへかことゝ。ふじの山
あるまじは郡の名もいできそうろんを。郡にゐれる
山の名ぞとゐふをなくりよおぼつかなし。富士山記
古老傳云。山名富士取郡名地と見えぬ本朝神社考中之
四巻よりまとめ引用ー富士縁起神抄七の巻。駿河
鎮座神は。神名帳よ国延喜式九の巻。駿河国富士郡乃条。
通音ゆく。應神紀の歌よ。誰が遠離今在を。儺仏多佐例阿羅智之乃某集
世の巻よ。天地を阿米都之乃以都例乃可美予ぎ阿米都之乃可米尓奴佐

をこうぐるしくして。氣息を志といふべし。
かくまでは富士は吹息穴ぞうの語ともいふべし。
伊吹山とゐふも。近江なる八山神の息吹おこせるにて
ふるも。下野なる八煙乃出るにゐるまじる名ゆくまでと
くおなじとおなじくおろぢへかことゝ。ふじの山
あるまじは郡の名もいできそうろんを。郡にゐれる
山の名ぞとゐふをなくりよおぼつかなし。富士山記
古老傳云。山名富士取郡名地と見えぬ本朝神社考中之
四巻よりまとめ引用ー富士縁起神抄七の巻。などもあるいつ巳。
鎮座神は。神名帳よ国延喜式九の巻。駿河国富士郡乃条。
通音ゆく。應神紀の歌よ。誰が遠離今在を。儺仏多佐例阿羅智之乃某集
世の巻よ。天地を阿米都之乃以都例乃可美予ぎ阿米都之乃可米尓奴佐

がたゞ手よう持ちを豆爾加里母之豆などゐふる例いとおほくぞ。此富知神社ハ延喜式の古
写本。又ハ大八洲記六の巻。駿河国。富士郡の条よ試を引ふるなどもあり。富士と書今昔物
語舊本十七の巻。第十一語よ富士宮ともあるバ式の印本二種と神名帳の印本とよ。
富知よをこるバ草書ふふうーひがめんあとうつなり。諸社根元記よ。富士式外。
延喜七五二駿河国富士明神從三位ともあるせーは式よ富知と見えそうるを富士とハ別と
ゆひーも名の誤ぇ駿河風土記ゆゑ。相通して二種よ書ふるとぞ後人の偽書ぞれバ
取りまめく浅間神社とのを。浅間神社ハ木華開
耶姫神ゑ御靈なるよう志るせりふるのおほ
神社考中之四巻。神社啓蒙四の巻。駿河國志四の巻七の巻。再遊紀行北條九代
記六の巻。富士淺間御遷宮の条東海道名所記一の巻。二の巻。丙辰紀行三嶋の
条。大日本一宮記。国花万葉記八の巻。倭漢三才圖會五十六の巻。六十九の巻。一宮
巡詣記六の巻などよ見ゆ。下學集天地門よ。富士者此山之神女躰ともいふり。
富知神社は富知ハ改て富士よ作べきを。出雲なるが大穴持の
神やーませをそゑまとねがふらくさふるおつけさもを
ぬしさふるおつけさもをかまくこうまくてよく

いとたちせよ。あなたなしこ」

三社託宣論

うけせられ世人ぞもち。むらぎも乃心をとつり
おもひこめて。さらでしろいたぐれ宮のおほん神。
しらまゆみ八幡の宮乃大神。なるびの春日れ
社の御神乃ミまつやられるぞと。やごとなくいつ
きまつまつるまで。いと後のことおもくうけしきがた
くなん」それは砂石集に見えたる。聖徳の御子れ
詞をとりとして。砂石集六の下巻。正直人宝得条に。聖徳太子の
御ことばに。謀計雖爲眼前之利潤。終當
佛神之罰。正直雖非一旦之
依怙。必蒙日月之哀と見ゆ。
はくりまうけしなるべけれど。

宣胤卿の記

文亀二年二月十一日の条に。侍従三位兼倶卿ノ所望之三社託
宣並天神名号云云以上今日[illegible]十七日の条に三社
託宣一幅。兼永朝臣運歩色葉集。三の巻。佐部に載。此書ハ天文
所望書之と見ゆ。十六年。同十七年の間の作し。甲陽
軍鑑。一の巻。永禄元年四月甲州法度之次第に。神託云。雖非正直一旦依怙。
終蒙日月之憐。十七の巻に。日本のあるじ天照皇大神宮の御託に謀
計ハ眼前の利潤とりといへども。必神明の罰にあたるとあり。此書ハ高坂彈正が
名を仮て。小幡勘兵衛がつくれるよし。安齋隨筆老人物語の巻に見ゆ。異本
いとおほきこのかて。余が聞しに甲陽軍鑑全集と題号せしもあり。甲陽全集と
いふもあり。甲陽軍鑑といふもあり。片假名本もあり。甲乱記といふを二冊そへしも
あり。彼書此書といふ二種をそへしもあり。さまざまにき。榊巷談苑。なかどりし
南留別志四の巻などに。偽書とていひたしたるハ一概なることなり。
しるしあるを見れば。中むかしのしかることなりとも
なやせしあるべし」しかるにあらず。およづまの
ふるをこそて。人まどたれにあれ似る屋くも
あらはれば。耳にきくあるもち。口にいひかのまんにハ。

宣ハ宇佐宮御託宣集にみえたり云云。与清按ニ南都名所集二の巻東南院の条ニ此所ニ託宣の池あり。伏見ノ院の御字ニ此東南院ニ聖珍法親王とゆきて伏見院の皇子住せたまひし時池の上ニ三社の託宣の文字ニ現れたりけり。聖珍法親王出ゆきなれ[illegible]ひて世ニ弘めたまひ[illegible]也と云云。又三社託宣略抄にもとゆ。大和名所圖會の説ハ[illegible]異へ。

[illegible]

運歩色葉集第四巻佐部所載三社託宣書法之圖

三社託宣

八幡大菩薩
天照皇太神宮
春日大明神

雖爲食鐵丸不受心汚人之物
雖爲産銅焔不到心穢人之處
謀計雖爲眼前利潤必當神明罰
正直雖非一旦依怙終蒙日月憐
雖曳千日注連不到邪見之家
雖爲重服深厚可趣慈悲之室

顔[illegible]

[illegible]

[illegible]ハ梅村載筆。正脉六雲峰悦傳云。豈不見教中道。寧以熱鐵纏身。不受信心人衣。寧以洋銅灌口。不受信心人食。俗の三社託宣と云ることあるも。此句ニ本ぞくかと見ゆ。正脉ハ禪宗正脉を指せるゆて。こゝ十二の巻雲峰文悦禪師の傳ニいづ。善見律十二の巻。偈ニ鐵丸熱火炎。寧可吞取死。若有破戒者。不應吞信施と見えしもまた相似たり。

安齋隨筆。武藏鐙の巻。洗草の巻。後院の巻。省の録の巻ニ見えたり。三社託宣考。類聚三代格を引てろうじたり。玉勝間一の巻。梅窓筆記。下巻。倭論語。一の巻神明部。天照大神宝勅の条。譽田八幡神託の条。春日大明神神託の条ニ見ゆ。俗説辨。四の巻。塩尻。十八の巻。などに云たれバ。讀あまなひてあとまりをさごむ屋ハまじ。そこのゆゑ倭論語はまされきいつたりぶんかて。寛文年中。近江人澤田喜太郎とて。大系圖。江源武鑑。淺井日記。勢陽軍記。足利治乱記などの作者が偽作まるよし。安齋隨筆。老人物語の巻。漫録の巻などにいへるも。

[illegible]

○棟梁集

寄猿渡盛章書

とがくしきませしをかく。何ゝ是とあれはまぐさ
まに。なかめげあるさゝのにのゝもてたれも侍かしは。
はしうべきまぐさにこそ。」さいつごゝろこゝひ出れ
るとも此中に。おとひよりはなとけふとをさこ
えまゐらはべし。」むざしのこゝろ六所明神のふるき
はこへを。空華集。依田氏が空華集五の巻附録。府中故事の条。まことは武蔵總
社傳記。猿渡盛房が撰なり。なにどにゆゑにしたがくいはれば。
中むこのしよりあるこれふとどもてかうこゝろ見えバ。
吾妻鏡二の巻に武蔵六所宮廿八の巻に貞永元年二月廿四日武蔵國六所
宮拜殿破壊有修造之儀武藤左衛門尉資頼奉行之源平盛衰記廿二の

巻。源氏隅田河原取陣条に。佐殿ハイト、力付給テ。先當国六所大明神一御参詣アリテ。
神馬ヲ引上矢ヲ奉ラレタリ。長門本平家物語十一の巻に。兵衛佐ハ先當國六所の大明神
に参ヲ給て。上矢授て献ぜらる。などゝ見ゆ。近頃のことゝ此ハ。小野神社とも。
此外ものにゝんえころは。枚挙に遑あらず。武蔵野地名考武蔵演路多摩
郡部。山吹日記上巻。などにゝ見ゆ。大麻止乃豆乃天神社とも。武蔵野地名考
六所宮のいへるをひごのてとゝ。馬揃のさうし。武蔵国とかや。こゝの
条にのせ。いへるをひごのてとゝ。馬揃のさうし。ろくしよぶんだいの
宮の前にて。ちゆくこう。未来記の草紙頼朝主従七騎にて。むざしの國へ
つけてゝなさまへバとあり。おらおふ。こゝのろくしよぶんだいにて
ちこをなびかせて。ふゝ
ろこをまちこまふとゝ見ゆ。六所分配宮とあるによりしバ。その國内の
しこうるべき神六社を。一所にはどへてくいとひまつりしとも
あや。一宮。二宮。三宮。四宮なのどきこえ。吾妻鏡に。あまた所出し
社佛寺奉神馬条に。一宮佐河大明神。二宮河勾大明神。三宮冠大明神。四宮前
取大明神。安齋隨筆前集八の巻。五十三則にハ。淡路常盤草巻四。伊佐奈岐
神社の条に。按ずるに。一の宮と云るゆ異説おわし。崇神天皇の置たまふ。天社地社を
一宮といひ。垂仁天皇の置たまふ国社を二の宮と云と。また天社を一宮とし。地社を

二宮とも又ハ一國守護神の義をもつて。上代には一宮の名なし。貞丈曰國史令式古書に一宮の名見えず。相州などには一宮二宮三宮まであり。國によりて二宮あるもあり。三宮あるもあり。不定なるもの也。是を定しことう詳ならぬとのひ。その外のよみえしハあけつらひし。容来三所なども

ほかあるものなるべし。社記に。東の殿宮殿にあるよし文。左のごとし。一乃宮小野容来三所。瀬織津姫天下春命。稲倉魂神とみゆ。天下春命ハ舊事紀にのせたれて。正史にもなき神名。さもあれど五の宮。一宮巡詣記六の巻に。相模国五宮八幡。大住郡八幡村と云。馬入渡の岸西と書ことども。古書の中にみえあらずば。吾妻鏡十二の巻。相模国神社佛寺の中に。五大堂八幡。號大御堂。まで五頭宮などあり。六の宮はあきらかにすべての書によくみえ

ざましば。總社。吾妻鏡十二の巻に。相模國總社柳田。宜胤郷記永正七年十二月十二日の条に。近江国神崎郡小幡社。可奉号惣社大明神之由などみゆ。總社ハ国内の神社のある或を名神。神名帳に。武蔵国の名神足立郡氷川神社。児玉郡金佐奈神社みゆ。事務を總裁するよしの名也。名神ハ續日本後紀三代實録などに明神ともかきハし書て大社をいふ。三代實録四十九の巻に。松尾大明神。台記久安三年二月廿三日の條に春日大名神四經などみえしぞ。貴て大の字をもちかけるべしなり。此由ハ神代紀合解三の巻。環翠軒の講義。安齋隨筆前集十五の巻。梅窓筆記下巻などに出るまで。取捨しるく心得べしさるく

明神の字の出處ハ。神社考一の巻。伊勢外宮の条に此神託宣禪化道于西方彼佛經文頭ニ利益於明神。故悲華經曰我滅度後於悪世中現大明神廣度衆生とあれども此の悲華経十巻中にみえず。不空羂索神変真言経三の巻。秘密成就真言品に。器仗真言此法加持畫器仗印一切真言明神歡喜。燈明真言。此法加持燈明供養則令諸天真言明神使者皆見歡喜。召請真言此法着授法時加持安息香焼燭請召一切諸佛菩薩真言明神。神通加被。などあり。

などを加へてあはせしにや。とまれかくまれ六所の神をほどへて祭れるなるをうつなるべし。六社相殿はそのころしといとくおほくまじでし。武蔵總社傳記に。以六神合祀之祠称六所宮とみえ。また伊勢六所神宮。山城葛野郡六所明神。塩竈六社明神。駿河六所宮。などおほうり。」分配河原は分配の宮よちかきゆゑの河原なるべしと志のよべるなるを。軍配河原の訛とも。武野燭談。國分寺は背に當りしバ分背といひしは説は。ともよらげらまし。武蔵演露多摩郡部に。分倍河原ハ國分寺の背後にあるをしもる。もとを分背河原なるべしといへり。」御殿

地は四神地名録に多摩郡部より。明神の西南の間より御殿跡あり。もと一小高くめぐりて一所土人御殿地と称せり。今は畑なり。空華集附録。武蔵国多摩郡府中故事の条より。此国造兄武日命居城之跡者。善明律院南去一町許有丘。此地東六所宮。南田畔也。背者四隣大樹鬱茂。湯々乎古森也などえしるせり。國史などのをもあるべし。所なのともいふべきなり。日光山紀行より。廿八の巻より載。神輿のみぐるせやひしもあるべし。その武なんもそりもぐるこし。空華集。

附録武蔵国多摩郡府中故事の条。武蔵總社傳記などゆゑ。天正慶長のあるべきなり。御狩場乃假屋あるべきなり。正保三年ごろいよいよ小山田の廢い歌枕ともいへる。名所よめるをもれ山田より水ひくよしあるをもれ山田より水ひくよしあるべきなり。料の堰堤りいへるのをも夫木抄より。雑三関部。

縄代水よまるせてをこさんあさぢは小山田の関とよめる歌を挙て。小山田関武蔵と注さるべきなり。古今六帖第三。関の条。此歌の三の句

武蔵といへるもしるべきなり。

遠部。秋の森覚関部。武蔵野地名考。武蔵志料名所部。四神地名録多摩郡部。武蔵演露多摩郡部。武野八景。調布日記附録向岡閑話上巻。玉川砂利などの類その外のよめるもあるべきなり。

此もざこしは國乃多摩のこほりの小山田の里よりつづきたるなり。鎌倉大草紙下巻より。景春一味の宝相寺。并吉里宮内左衛門尉下。小沢打出當國府中の城の後詰のため。横山より補陀山大泉寺と云所へ陣を取とあり。此所なるべし。小山田氏ハ上總介平良兼が苗裔あるべしと。里人ハ小山田太郎といへるが城蹟なりと。里人ハ小山田村より。曹洞宗の助を大将として。両越のおさへのためよ。苦林と云所へ陣を取とあり。此所なるべし。小山田氏ハ上總介平良兼が苗裔あるべしと。里人ハ小山田太郎といへるが城蹟なりと。里人ハ小山田村より。曹洞宗の助を大将として。両越のおさへのためよ。苦林と云所へ陣を取とあり。此所なるべし。

のこぐひこれ一族ぐ。吾妻鏡。源平盛衰記。平家物語。義経記。曽我物語。承久記。保暦間記。太平記。櫻雲記。梅松論。北條系図。源平系図。本朝武家系図。大系図。小山田別當有重。小山田三郎重成。小山田五郎評林。本朝武家大系図。大系図。小山田三郎重成。小山田五郎

行重。小山田四郎。小山田三郎。小山田大郎。小山田太郎高家。小山田弥三郎など見え。
河合系図にハ。小山田次郎高貞。小山田太郎高治。小山田小次郎高重あり。また大泉
寺の過去帳に。大泉寺殿前兵部天桂昌公大禅定門。應永十一申ノ十一月十九日。小山田
太郎春松院花山妙光禅尼。明徳二未ノ十月五日。同人室。法晴院殿前伯州照翁
清光大禅定門。永正九申ノ五月廿六日。小山田伯耆守。満院智山貞祐禅定尼。文亀元酉
三月十日。同人室とあれども。あは今より七八代まへなり。むかしの住僧が時に。地頭より
寺のふることどもとられしにまことをしることもあさまにせざるぞ。ぞのゆゑなりとぞ。かくまでの
項の法名さへまなかしぬるもいかにかハわすらびるにや。さて小山田伯耆といへる
のゝ。永正年中まで上小山田村の伯耆が谷にすみありしが田中大炊助といふをむことし
として家をつがせたり。その苗裔を今ハ田中宗右衛門といふ。大草紙を考ふるにこの
城文明九年三月に落たれば。それより上小山田にうつりすみたるなるべし。伯耆が
谷をまたは田中谷とよぶ。田中氏のすめるゆゑなり。さてこの里の野中山
正山寺といへる。西本願寺の古文書にハ。武州多西郡小山田伯耆沢小山寺と
あれば。もとは伯耆が谷とも。伯耆沢ともいへりしなり。小山寺といふも小山田寺をさぶ
らうかなへ。今ハもじを改て正山寺とあらためける。大泉寺のうしろの山に。五輪の
石塔の苔生たるが二基あり。これ小山田氏のおくつきおしなるべけれども
のおもむきさだかならねば人はよしなし。田中谷の宝貴山観音寺にも
石卒都婆あり。雪嶺松公禅定門。安貞元年二月三日とありて。誰人の墓とも知
られど古色をおびたるものなり。ここにしるしつ。此ひとつは六とせがほどに
そのむかしをおもひしのぶ。年号を應永十一年十一月十九日と引なほしたるへ

おそらく紀年などさへわからなくなりて添たり。あは大泉寺なる過去帳にみえし年
号にとり合せて。それをうつし出せしなり。されど小山田兵部といふを
あらぬ法名なかりしならん。碑面も新しくして今様なるをもつてみれバ眼なれたる舊本
ならんとのこゝろにてハあざむかるべき。五輪の石塔ハ石卒都婆のなりなるべく
今昔物語廿の巻第二語に比叡ノ山ノ嶽ノ石率都婆ノ許ニ飛登テ云云。石卒都婆ノ傍ニ
曲リ居リ云云。石卒都婆ノ許ニ居ヌ云云。石卒都婆ノ北ノ方ニ張リ出テ云云。宇治拾遺物語
二の巻。清徳聖きどくの条に骨とりあつめてうづみて上に石そとばなどたて。古今著聞集
二の巻。釈教第二。浄蔵法師の条にたきゞをこそありそうへに石のそとばを立たり。元
亨釈書一の巻。空海傳に疊石立率兜波其上。鎌倉大草紙下巻。千葉介入道常瑞切腹
の段に骨をバ千葉の大日寺におさめ納。五輪石塔を立られける。迎陽文集八の巻。山徒東林
坊室家卅五日請誦文に奉造五輪石塔一基。奉書写率都婆面妙法蓮華三部廿四
巻日用工夫集四の巻。至徳二年二月廿七日の条に立石浮図人為表まさに四月四日の
条に安石浮圖於其上など見え。そのほかさま。慈氏菩薩略修愈誐念誦法
上巻。廣大儀軌上巻。釈氏要覧下巻ノ送終部。密厳諸秘釋六の巻。五輪九字明秘
密釈を考ても知るべし。

小山田領といふ名たしかにきこえたるがうへなり。

今小山田領とよぶハ。小山田氏が領し村々をすべていへる名にて北條分限帳に小山田庄
成瀬。小川。高が坂。森。木曽。山崎。町田。直が谷。真光寺。黒川。鶴間。金森。大谷。金井。廣
袴。大倉。小野。池などみえ。別所なるべし。そは稲毛氏が領しを稲毛領。柚井氏が領しを
柚井領。六郷氏が領しを六郷領。世田谷の吉良氏が領しを世田谷領などいふ類に

おなじくて。國郡の境界に抱称にはあらじ。義堂。空華集二の巻。丁未臘月九日夜。宿武陽山田荘。戲呈同旅大喜詩に。今夜山田同一宿。只燒稍柮當朝飡。とはいはるは。小もじを省るなや。歌枕玉叢抄抜書武藏部に。山田里と小山田関とをふたつに別て出せり。小山田の里と関戸とは。その間上道二里ばかりへだてあるべし。されど和名抄國郡部。武藏演露。武藏國圖などに。入間郡。都築郡。多摩郡。秩父郡。比企郡。にも山田といふ郷村の名あるとぞ。此所ともさしがたくなりん。

関戸といへる地さへあるは　関戸の名は吾妻鏡十八の巻。北條九代記三の巻。などにはやくしるしたるとぞ。それは後の名を上にめづらして書たるにて。吾妻鏡廿一の巻に建暦三年十月十八日。以宗監物孝尚。為武藏国新関實撿被遣。圖書允清定奉行とあるは。その時あらに関をとゞめられしなるべし。かたじけなくんとおもひ定て。走木抄に注さるしなるべけるとだにへる。關戸川をよみたる歌は

あれど。輪池翁所藏寛永拾四年十月の写本に。清水冠者が歌とて「いにしへは名のみながらに関戸川などゆゑなるをとゞめざるらんとあり。此草紙は舞の本などの詞つきにて。室町將軍の代のものとしるしたるとぞ。書名なるをしバ跋によりて今は假に寛永拾四年十月写本と名づく。此歌は此書の作者のよめるにて。義高が歌にもあらぬ。あらに小山田の関とよみたる歌はあらえてなし。」

玉川は多磨のこほりをながるゝがゆゑ乃名にして。もとは丹波といふ里におこりしにや。丹波は田場の心にて。水田の地をいへるなるべし。家庭。海の庭。などもいひ。因幡といふも。稲場にしなるべけるとぞ。その故にこのよへる。延てはに尓波といひ。約てはに婆といひ。このよはしてはは麻といふ。古言乃例之。和名抄に。國郡部。丹後國丹波郡丹波郷。長門國阿武郡多萬郷。相模國愛甲郡玉川郷。などしるえ。歌枕名所乃六の玉川といふもこれおなじ義の名ときこゆ。舊蹟遺聞四の巻野田玉川の条に。玉の形にしたる石おほくあるゆゑ名づけしといへるはうけがたし。丹波の里はむざしに

國圖。多摩郡部。武藏演露多摩郡部。に。大丹波村小丹波村ゑんえゑゑ。
日本紀に。安閑紀元年。多氷屯倉。總國風土記に。武藏多磨郡の条。多摩
大聖子。などあるもおなじなりけん。されど丹波村ハこえこく
水田なき所之也いへバ。谷場などの意にて多氷屯倉
乃あとは。異処ならんもしらずこし。西遊行囊抄
三の下巻。四之中の三巻。に玉川の里ハ。日野のまゑまゑより一里ばかりを下
流乃。関戸ちかきほどにありとかけるは。そこに今も
平村といふがあり。多比良ハ多氷をあやまりしにて。
それはちかきが玉川ハ里にやあらん。さて玉川ハ
萬葉集より十四の巻。はじめて。後の書にはあまたゑえたれど。

おちこちはば引出せ。又このよこだこのはいひこちも
りんぬ。南向茶話追考に玉川爰に一説あり。渋谷祥雲寺の末寺此所にあり。其地
より古き詞の筒を掘出しるに。年号甚古し。并多波川と有と紫の一本三の巻
川の条に。玉川今誤てこゑ川と云。日蓮注画賛入滅章に田波
河邊池上村などゑえ。倭漢三才圖會六十七の巻にもいへり。
磨郡部に出。今の青波天神之といへる説ども。武藏野地名考。武藏演露多
摩郡部。山吹日記上巻。
より所なくていかにぞやおぼめ。長沼村の青沼大明神多摩郡押立村の
おひに菅村につぐきこそ所之。とまうひ神社のことが。中々よしなり。それは式の青渭ハ
あをぬまとよむべきにて。刊本の旁訓ハあやまりあり。和名
抄に国郡部。武藏國比企郡渭後。沼乃之利。上野國利根郡渭田。奴末な
ど渭ゐじを奴末とよめる例いとおほかれバ。小六神社といふハ。
神名帳に。延喜式十の巻。對馬嶋上縣郡。胡祿神社。胡祿御子神社

国史ぞもに見えし中に。續日本後紀十の巻に八胡禄を胡籙につくれる。あかて。兵主神。劍神。などゆうに。軍器を祭まつりし神なるんに。後々は字音より誤て。傳會ぞまうけし。和名抄に。征戰具部に。周礼注云。箙盛矢器。唐令用胡禄二字和名夜奈久比とよめる。胡禄は夜奈久比とよめる。」稗田神社は。延喜神名式武蔵国荏原郡部にある。三代實録九の巻に。蒲田とあるがくめでしくて。和名抄に。国郡部に。武蔵荏原郡蒲田加萬太とよんぬ。加萬太とよんえ。今は八幡塚村の八幡宮とまうしが。その跡なるべし。」人もろくちにあなかつやといふものごろもう。れし日なかが夏よりそひとりごつをりかまいてうでれどもうたうたしいまし。ちうきにほどにまでさたまへうしかしく。」

松屋棟梁集巻第一終

東京

書肆

北畠茂兵衛
小林新兵衛
大倉孫兵衛
丸屋善七
吉川半七
水野慶次郎
小林喜右衛門
吉田久兵衛
中西屋邦太
別所平七

擁書倉高田先生著

松屋棟梁集

東京書肆

萬青堂求板